

第18回

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年2月26日（木曜日）午前10時

場所

東京都品川区東品川二丁目3番12号  
シーフォートスクエア 2F（南パサージュ<sup>®</sup>）  
レンタル会議室PROME

決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

**24/7 HOLDINGS**  
トゥエンティフォーセブンホールディングス

株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス

証券コード：7074

証券コード：7074  
2026年2月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年2月4日)

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目3番12号  
株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス  
代表取締役社長 松 木 大 輔

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第18回定時株主総会招集ご通知」および「第18回定時株主総会その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://247-sports.jp/company/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下「東証」）のウ  
ェブサイトにも掲載しております。以下より東証上場会社情報サービスにアクセスしていただ  
き、銘柄名（トゥエンティーフォーセブンホールディングス）または証券コード（7074）を入  
力・検索して「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願  
い申し上げます。

### 【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使す  
ることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう  
え、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、2026年2月25日（水曜日）午後  
7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時

## 2. 場 所

東京都品川区東品川二丁目3番12号

シーフォートスクエア 2F (南パサージュ<sup>®</sup>) レンタル会議室PROME

(会場の座席数に限りがあるため、状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、あらかじめご了承くださいたくお願い申し上げます。)

## 3. 目的事項 報告事項

1. 第18期 (2024年12月1日から2025年11月30日まで) 事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期 (2024年12月1日から2025年11月30日まで) 計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役1名選任の件   |
| 第2号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件   |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有するすべての株主様に電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）を記載した書面をお送りいたしております。なお、ウェブサイトに掲載の株主総会資料のうち、連結計算書類の連結注記表ならびに計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、記載いたしておりません。従って当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

2026年2月25日（水曜日）  
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2026年2月25日（水曜日）  
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### インターネットによるご行使

#### 行使期限

2026年2月25日（水曜日）  
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

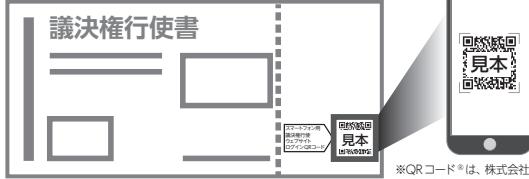
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

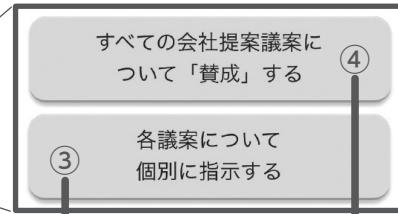


※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

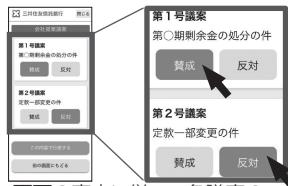
### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと  
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

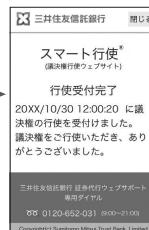


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード<sup>®</sup>を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

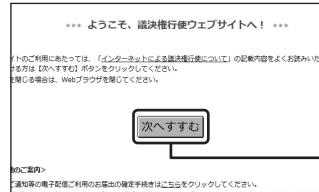
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## インターネットによるご行使

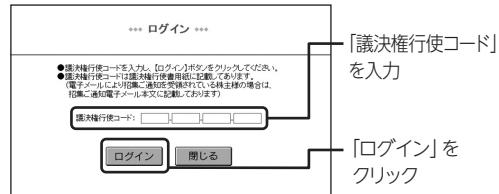
### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

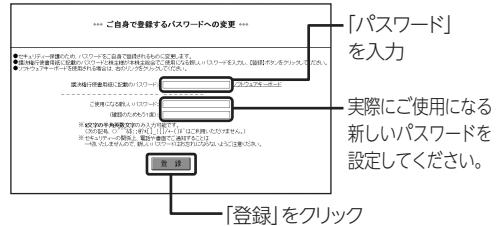
### ②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

### ③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                             | 所有する<br>当社株式数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ささい ゆか<br>笹井 由佳<br>(1984年12月9日生) | 2007年4月 (株)ジー・エデュケーション (現NOVAホールディングス(株)) 入社                                                    | 一株            |
|                                  | 2024年10月 NOVAホールディングス(株) 執行役 Kinder・開発事業本部長                                                     |               |
|                                  | 2024年11月 (株)NOVAキンダー 取締役                                                                        |               |
|                                  | 2025年6月 (株)トゥエンティフォーセブンエージェント 代表取締役 (現任)                                                        |               |
|                                  | 2025年12月 NOVAホールディングス(株) 取締役 (現任)<br>(株)NOVAキンダー 取締役 (現任)<br>(株)トゥエンティフォーセブンホールディングス 開発本部長 (現任) |               |

- (注) 1. 笹井由佳氏は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 笹井由佳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. NOVAホールディングス(株)は、当社の親会社であり、(株)NOVAキンダーは、NOVAホールディングス(株)の子会社です。  
 4. 笹井由佳氏は、NOVAホールディングス(株)および(株)NOVAキンダーの取締役であります。その地位および担当は上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。同氏は、業態および店舗開発における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業績回復および継続的な発展に貢献していただけるものと期待し、取締役候補者としております。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴および重要な兼職の状況                            | 所有する<br>当社株式数 |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------|
| かどくら ようへい<br>門倉 洋平<br>(1981年8月19日生)                              | 2004年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所      | 一株            |
|                                                                  | 2013年12月 東京弁護士会 登録                       |               |
|                                                                  | 2014年11月 AZX総合法律事務所 入所                   |               |
|                                                                  | 2017年6月 東京桜橋法律事務所 入所                     |               |
|                                                                  | 2017年6月 埼玉弁護士会 登録換え                      |               |
|                                                                  | 弁護士法人S&Nパートナーズ法律会計事務所 設立<br>代表パートナー (現任) |               |
|                                                                  | 2022年6月 (株)横浜食品サービス 監査役 (現任)             |               |
| 2025年4月 霞ヶ関ホテルリート投資法人 監督役員 (現任)                                  |                                          |               |
| 2025年6月 ワイエスフード(株) (現Trailhead Global Holdings<br>(株) 社外監査役 (現任) |                                          |               |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 門倉洋平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、門倉洋平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外監査役として就任された場合、当社は門倉洋平氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 門倉洋平氏は、弁護士、公認会計士としての専門的な知識と豊富な企業法務経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 門倉洋平氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。門倉洋平氏が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるやまと監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、三優監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査の実施体制、監査の実施方針、監査意見の表明にあたっての審査体制および独立性の保持を含む品質管理体制、監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|            |                                                                                                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称        | 三優監査法人                                                                                                                          |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都新宿区西新宿1丁目24番1号<br>エステック情報ビル15階                                                                                               |
| 沿 革        | 1986年10月 監査法人三優会計社設立<br>1996年1月 BDO Binder BV(現BDO International Limited)と業務提携<br>1996年4月 三優監査法人に名称変更                           |
| 概 要        | 出資金 97百万円<br>構成人員 (2025年10月1日現在)<br>パートナー 49名<br>公認会計士 158名<br>その他専門職員 136名<br>事務職員等 39名<br>合 計 382名<br>関与会社数 224社 (2025年9月末現在) |

以 上

# 事業報告

(2024年12月1日から  
2025年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で個人消費やインバウンド需要が回復する等、景気に緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で米国政権による関税の引き上げ、不安定な世界情勢の長期化、原材料価格・エネルギー価格の高止まりによる継続的な物価上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」という経営理念実現のために「第二の創業：常に挑戦し続ける」とテーマを掲げた中期経営計画（2025年11月期から2027年11月期）の達成にむけた施策展開の一環として、他社とのアライアンスの可能性も含め当社グループの中核事業であるパーソナルトレーニング事業との親和性の高いサービス開発を推進する中、事業環境の変化に対応し、より機動的かつ柔軟な事業展開を行うことにより、当社グループの企業価値向上を目指すことを目的として、2025年6月1日付にて持株会社体制へ移行し、商号を「株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス」に変更するとともに、当社の完全子会社である「株式会社トゥエンティーフォーセブン（2025年6月1日付で株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社より商号変更）」にパーソナルトレーニング事業を承継いたしました。

また、同日付にて北海道札幌市にて総合型スポーツクラブ1店舗を運営する「サンシャインビル株式会社（2025年6月1日付で株式会社トゥエンティーフォーセブン北海道に商号変更）」の全株式を取得するとともに、2025年6月2日付にて店舗展開にかかるコンサルティング業務および自社物件、賃貸物件を含む不動産の売買、賃貸借およびその仲介・管理業務ならびに宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業を行う当社の完全子会社「株式会社トゥエンティーフォーセブンエージェント」を設立いたしました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(パーソナルトレーニング事業)

主力業態である「24/7Workout」においては2025年1月より、質の高いパーソナルトレーニングをより気軽に、より低価格で利用いただける新コースを本格導入いたしました。新コースは従来コースと比較して、サービス品質を落とさず大幅なプライスダウンを実現させた一方で、顧客単価の低下が見込まれる新コースにおいて、損益分岐点を上回る顧客数を獲得し、定着させるために、入会金無料キャンペーンや初月半額キャンペーン等を絡めた販売促進に注力し、顧客獲得に努めました。

加えて、顧客層の裾野を広げるための事業モデルの再構築を目的に、有酸素や部位別マシンを設置し、運動初心者でも気軽に通い、楽しむことのできる新業態「24/7Fit」、同じく新業態となるパーソナルピラティス業態「24/7Pilates」を開発するとともに、「24/7Workout」と「24/7Pilates」の併設店および「24/7Workout」「24/7Fit」「24/7Pilates」の3業態オールインワンタイプの店舗「24/7SPORTS CLUB」を開発いたしました。なお、各業態別の店舗数は下表のとおりとなります。

(2025年11月30日現在)

| 業態名                | 店 舗<br>タイプ | 出店形態 |    |    |
|--------------------|------------|------|----|----|
|                    |            | 直営   | FC | 合計 |
| 24/7Workout        | 単独         | 67   | 5  | 72 |
|                    | 併設 ※1      | 10   | 5  | 15 |
| 24/7Pilates        | 単独         | 3    | 0  | 3  |
| FITTERIA ※2        | —          | 1    | 0  | 1  |
| 24/7SPORTS CLUB ※3 | —          | 4    | 4  | 8  |
| 合 計                |            | 85   | 14 | 99 |

※1 「24/7Workout」と「24/7Pilates」の併設店

※2 2023年11月期にテスト開発した女性専用のセミパーソナルジム

※3 「24/7Workout」「24/7Fit」「24/7Pilates」のオールインワン店舗

また、引き続き、売上規模に応じた固定費の削減、変動費の最適化を推進いたしました。

以上により、当連結会計年度の売上高は2,044,006千円、セグメント損失は61,846千円となりました。

(不動産関連事業)

株式会社トゥエンティフォーセブン北海道において、同社が賃借する物件の一部をサブリースしてテナント収益等を計上しており、当連結会計年度の売上高は51,426千円、セグメント利益は15,954千円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,094,682千円、営業損失は177,871千円、経常損失は176,921千円、親会社株主に帰属する当期純損失は209,780千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は144,617千円であります。

(パーソナルトレーニング事業)

有形固定資産、建設仮勘定、敷金及び保証金、長期前払費用を含め144,617千円の設備投資を実施しました。

その主たるものは、店舗設備投資に係るものであり、その資金は自己資金で賄いました。

(不動産関連事業)

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

2024年12月2日および2024年12月4日に第三者割当増資により、合計144,934千円の増資を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響および消費者の行動変容ならびにマーケット環境の変化を受け、当連結会計年度まで6期連続して売上高の減少ならびに経常損失および当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

そこで当社グループは「新規顧客数増加のための施策拡充」「既存顧客の維持拡大と新商材での売上拡大」「コストコントロールによる経費削減」等の対策を実施し、当該状況を解消いたします。

当連結会計年度末において当社グループの借入金残高は45,544千円あるものの、505,459千円の現金及び預金を保有しており、資金繰りに重要な懸念はないと判断しており

ます。加えて、いなよしキャピタルパートナーズ株式会社（以下、「ICP社」といいます。）およびNOVAホールディングス株式会社（以下、「NOVA社」といいます。）が親会社となり、両社との資本業務提携契約により、協業による経営成績の改善や、親会社による当社グループへの資金支援や親会社の信用力による財務基盤の安定化が期待できます。

以上のことから、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められないと判断いたしております。

#### ② 事業環境の変化に耐え得る新サービスプランの導入

当社グループの主たる収益基盤はパーソナルトレーニング事業「24/7Workout」であります。コロナ禍を経て、健康やフィットネスへの関心が高まる一方、物価高や収入の変動により、多くの方が費用対効果を重視する傾向が強まっています。また、働き方改革やリモートワークの普及による生活スタイルの多様化により、トレーニングの時間や方法に柔軟性を求める声が増加しています。ゆえに「24/7Workout」では、このような社会的背景を受け、より多くのお客様に安心して利用いただける新サービスプランを導入し、定着させることで収益の確保に努めてまいります。

#### ③ 集客手法の最適化による新規顧客の増加

当社グループの集客はWebマーケティングによる広告宣伝の比率が高く、パーソナルトレーニングジム関連を中心にインターネット検索数は年々増加傾向にあります。そのような環境下においても、NOVA社グループとの協業により、常に費用対効果の高いWeb広告手法の開拓にチャレンジするとともに、集客手法の最適化に努め、新規顧客数を増加してまいります。

#### ④ 顧客獲得の効率化にむけた相互送客の実現

当社グループの「24/7Workout」の立地とNOVA社グループが展開する英会話教室や学習塾の立地は隣接している店舗も多く存在しています。また、双方ともに自己研鑽意欲の強い顧客特性を持ち、マンツーマン・個別指導形式を主としてサービス提供を行う点においても類似性があります。これら「立地」「顧客」「サービス形態」の共通特性を踏まえ、これまでにない店舗形態による出店や販促施策を実施することで、顧客獲得の効率化にむけた相互送客の実現に努めてまいります。

#### ⑤ 知名度の向上

当社グループは「24/7Workout」の主軸サービスを提供する当社自身の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。今後は当社単独のみならず、NOVA社グループ全体としての広報活動に努め、より一層、様々なメディア等を使った情報発信を強化することにより知名度向上を目指してまいります。

#### ⑥ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、非上場であるICP社およびNOVA社を親会社とする上場子会社となります。当社グループの経営理念および経営方針ならびに上場会社としての経営の自主性・独立性を維持・強化するために、役員構成をはじめとした機関設計の見直しを図るとともに、少数株主を含む当社の株主共同の利益に配慮するために、支配株主との取引につきましては、取引金額の多寡にかかわらず、すべての取引について取引が当社の経営上合理的なものであるか、取引条件が他の外部取引と比較して適正であるかに留意し、当社取締役会にて審議のうえ意思決定を行うこととしております。また、特に重要な取引については、取引の合理性および契約内容の公正性等について支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手し慎重に審議する方針とし、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                     | 2022年度<br>第15期 | 2023年度<br>第16期 | 2024年度<br>第17期 | 2025年度<br>(当連結会計年度)<br>第18期 |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高                     | —千円            | —千円            | —千円            | 2,094,682千円                 |
| 経常損失 (△)                | —千円            | —千円            | —千円            | △176,921千円                  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) | —千円            | —千円            | —千円            | △209,780千円                  |
| 1株当たり当期純損失 (△)          | —円             | —円             | —円             | △24.74円                     |
| 総資産                     | —千円            | —千円            | —千円            | 1,072,966千円                 |
| 純資産                     | —千円            | —千円            | —千円            | 89,373千円                    |
| 1株当たり純資産額               | —円             | —円             | —円             | 9.79円                       |

(注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純損失(△)および1株当たり純資産額を除く) は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 2022年度<br>第15期 | 2023年度<br>第16期 | 2024年度<br>第17期 | 2025年度<br>(当事業年度)<br>第18期 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高            | 4,236,656千円    | 3,212,860千円    | 2,527,254千円    | 1,077,735千円               |
| 経常損失 (△)       | △532,687千円     | △379,395千円     | △380,730千円     | △109,541千円                |
| 当期純損失 (△)      | △1,690,665千円   | △480,593千円     | △435,661千円     | △212,896千円                |
| 1株当たり当期純損失 (△) | △371.64円       | △102.72円       | △73.04円        | △25.11円                   |
| 総資産            | 1,633,962千円    | 1,153,184千円    | 1,026,747千円    | 279,256千円                 |
| 純資産            | 333,793千円      | 129,611千円      | 147,811千円      | 86,257千円                  |
| 1株当たり純資産額      | 73.29円         | 24.06円         | 19.38円         | 9.42円                     |

(注) 記載金額 (1株当たり当期純損失(△)および1株当たり純資産額を除く) は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はICP社およびNOVA社であり、ICP社は当社の普通株式3,360,700株（議決権比率39.60%）を保有しており、NOVA社は当社の普通株式1,394,500株（議決権比率16.43%）を保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社グループの利益を害さないように留意した事項

当社グループは親会社等のグループ会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

ロ. 当社グループの利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社等の取引は、当社グループ社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 親会社との重要な財務および事業方針等に関する契約等

当社は、2024年4月15日付にて、ICP社およびNOVA社等との間で、経済環境が目まぐるしく変わる今日の状況に鑑み、相互の発展のために、資本における結びつきを強めるとともに、業務においても協力関係を構築することを目的として資本業務提携契約を締結しております。

なお、本契約において当社の経営理念および経営方針ならびに上場会社としての経営の自主性・独立性を維持し、少数株主を含む当社の株主共同の利益に配慮するために、ガバナンス体制が適切に構築されるよう、相互に協力する旨を合意しております。

④ 重要な子会社の状況

| 名称                          | 資本金<br>または出資金 | 議決権の<br>所有(被所有)割合<br>(%) | 主要な事業の内容                  |
|-----------------------------|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 株式会社<br>トゥエンティーフォーセブン       | 10,000千円      | 100.00                   | パーソナルトレーニング<br>事業         |
| 株式会社<br>トゥエンティーフォーセブン北海道    | 40,000千円      | 100.00                   | パーソナルトレーニング<br>事業、リーシング事業 |
| 株式会社<br>トゥエンティーフォーセブンエージェント | 8,000千円       | 100.00                   | 不動産事業                     |

- (注) 1. 当社は、2025年6月1日付で持株会社体制へ移行しており、株式会社トゥエンティーフォーセブンから株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングスに、また、株式会社トゥエンティーフォーセブン設立準備会社は株式会社トゥエンティーフォーセブンにそれぞれ商号を変更しております。
2. 2025年6月1日付で、サンシャインビル株式会社の全株式を取得し、同日付にて株式会社トゥエンティーフォーセブン北海道に商号変更いたしました。また、2025年6月2日付で、株式会社トゥエンティーフォーセブンエージェントを新たに設立いたしました。

(7) 主要な借入先

(2025年11月30日現在)

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| 株式会社GABA  | 30,000千円 |
| 株式会社北海道銀行 | 15,544千円 |

(8) 主要な事業内容

当社グループは、「パーソナルトレーニング事業」「不動産関連事業」の2つのセグメントで事業を展開しています。

① パーソナルトレーニング事業

「24/7Workout」「24/7Pilates」「24/7SPORTS CLUB」等の屋号にてパーソナルトレーニングを展開しています。

② 不動産関連事業

株式会社トゥエンティーフォーセブン北海道にてリーシング事業、株式会社トゥエンティーフォーセブンエージェントにて不動産事業を展開しています。

(9) 主要な営業所および工場

① 当 社：本社（東京都品川区東品川二丁目3番12号）

② 子会社（店舗）：

・直営店

|      |      |      |     |     |     |
|------|------|------|-----|-----|-----|
| 宮城県  | 1店舗  | 栃木県  | 1店舗 | 群馬県 | 1店舗 |
| 茨城県  | 1店舗  | 千葉県  | 7店舗 | 埼玉県 | 9店舗 |
| 東京都  | 35店舗 | 神奈川県 | 7店舗 | 静岡県 | 1店舗 |
| 愛知県  | 4店舗  | 和歌山県 | 1店舗 | 京都府 | 1店舗 |
| 大阪府  | 7店舗  | 兵庫県  | 2店舗 | 岡山県 | 1店舗 |
| 広島県  | 1店舗  | 福岡県  | 3店舗 | 熊本県 | 1店舗 |
| 鹿児島県 | 1店舗  |      |     |     |     |

・FC店

|      |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道  | 1店舗 | 岩手県 | 1店舗 | 福島県 | 1店舗 |
| 新潟県  | 1店舗 | 石川県 | 1店舗 | 埼玉県 | 2店舗 |
| 神奈川県 | 1店舗 | 山梨県 | 1店舗 | 静岡県 | 1店舗 |
| 岐阜県  | 1店舗 | 大阪府 | 1店舗 | 広島県 | 1店舗 |
| 大分県  | 1店舗 |     |     |     |     |

## (10) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 114名 | —           |

- (注) 1. 上記従業員数には、NOVA社グループからの出向者4名を含んでおり、企業集団外への出向者10名および臨時従業員（契約社員、アルバイト）71名は含んでおりません。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 9名   | 120名減     |

- (注) 1. 上記従業員数には、NOVA社グループからの出向者4名を含んでおり、他社への出向者6名および臨時従業員（契約社員、アルバイト）4名は含んでおりません。
2. 前事業年度末に比べ、従業員数が120名減少しております。主な理由は2025年6月1日付にて持株会社体制へ移行し、パーソナルトレーニング事業に従事する従業員の雇用契約を株式会社トゥエンティフォーセブンに承継したことによるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 16,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,486,200株  |
| (3) 株主数      | 1,753名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------|---------|---------|
| いなよしキャピタルパートナーズ株式会社 | 3,360千株 | 39.60 % |
| NOVAホールディングス株式会社    | 1,394 " | 16.43 " |
| 小島 礼大               | 430 "   | 5.07 "  |
| 株式会社岩谷企画            | 414 "   | 4.88 "  |
| ＩＴＪ株式会社             | 198 "   | 2.33 "  |
| 楽天証券株式会社共有口         | 134 "   | 1.58 "  |
| 株式会社ブレインズネットワーク     | 118 "   | 1.39 "  |
| 株式会社Wiz             | 76 "    | 0.90 "  |
| 野村証券株式会社            | 72 "    | 0.85 "  |
| 株式会社ジー・コミュニケーション    | 71 "    | 0.84 "  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を107株所有しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

<第13回新株予約権>

- ① 発行決議日 2025年2月27日
- ② 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ③ 新株予約権の行使価額 1株あたり1円
- ④ 新株予約権の行使条件
  - イ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社若しくは関連会社の取締役であることを要する。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
  - ロ) 新株予約権者は、以下の条件をいずれも満たす場合に限り、新株予約権を行使することができる。
    - i) 新株予約権の行使日の直前期末において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）において計上される経常利益が1百万円を超過すること
    - ii) 新株予約権の行使日の前月末日における当社普通株式の市場株価の終値が1株500円を超過すること
  - ハ) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権の行使期間 2025年3月27日から2030年3月26日まで
- ⑥ 当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 |
|---------------|---------|----------------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 200個    | 20,000株        | 3名   |

(2) 当事業年度中に当社使用人または子会社の役員および使用人に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名    | 地位および担当           | 重要な兼職の状況                                                                                                       |
|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 稲吉 正樹 | 代表取締役 会長          | いなよしキャピタルパートナーズ(株) 代表取締役<br>NOVAホールディングス(株) 代表取締役 社長<br>(株)トゥエンティーフォーセブン 代表取締役 会長<br>(株)トゥエンティーフォーセブン北海道 代表取締役 |
| 松木 大輔 | 代表取締役 社長          | NOVAホールディングス(株) 常務取締役<br>(株)GLR 代表取締役<br>(株)トゥエンティーフォーセブン 代表取締役 社長<br>(株)トゥエンティーフォーセブンエージェント 取締役               |
| 植原 一雄 | 取締役 パーソナル事業本部 本部長 | (株)トゥエンティーフォーセブン 取締役<br>(株)トゥエンティーフォーセブン北海道 取締役                                                                |
| 石村 元希 | 取締役 コーポレート本部 本部長  | (株)トゥエンティーフォーセブン 取締役                                                                                           |
| 橋本 玄  | 取締役               | (株)地域金融研究所 特別顧問                                                                                                |
| 中野 信治 | 取締役               | (有)コンヴィクション 代表取締役<br>ホンダレーシングスクール鈴鹿 エグゼクティブディレクター                                                              |
| 山田 暁彦 | 常勤監査役             | 山田暁彦公認会計士事務所 所長<br>SheepMedical(株) 監査役<br>(株)トゥエンティーフォーセブン 監査役                                                 |
| 吉原 慎一 | 監査役               | 東京南青山法律会計事務所 所長                                                                                                |
| 鶴森 美和 | 監査役               | 虎ノ門一丁目法律事務所 パートナー<br>トランス・コスモス(株) 社外取締役<br>JKホールディングス(株) 社外取締役・監査等委員                                           |

- (注) 1. 取締役橋本玄氏および中野信治氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役山田暁彦氏、吉原慎一氏および鶴森美和氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役山田暁彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役吉原慎一氏は、弁護士、公認会計士および税理士の資格を有しており、企業法務およびコンプライアンスならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役鶴森美和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2025年2月27日開催の第17回定時株主総会において、石村元希氏および中野信治氏は取締役に就任いたしました。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任時の会社における地位 | 退任時の担当および重要な兼職の状況 | 退任日        |
|-------|--------------|-------------------|------------|
| 吉野 晴彦 | 取締役          | コーポレート本部 本部長      | 2025年2月27日 |

(注) 吉野晴彦氏は、任期満了による退任であります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社すべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。なお、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

## (5) 取締役および監査役の報酬等

### ①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を役員報酬規程により定めており、取締役会にて決議しております。

#### ロ) 当該方針の内容の概要

- i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- ii) 取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬の限度内とし、取締役会において決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じ

- て支給額を決定する。
- iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
  - v) 非金銭報酬を支給する場合、譲渡制限付株式、役員株式給付信託等を付与するものとし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
  - vi) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬に関する株主総会の決議は、2015年8月1日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額150百万円以内、2022年7月25日開催の臨時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を年額30百万円以内、2025年2月27日開催の第17回定時株主総会において、ストック・オプションとしての業績連動型新株予約権に関する報酬等を年額30百万円以内として、それぞれ決議いただいております。また、2018年2月27日開催の第10回定時株主総会で、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。なお、2015年8月1日時点の臨時株主総会終結時の取締役は5名、2022年7月25日時点の臨時株主総会終結時の対象取締役は1名、2025年2月27日第17回定時株主総会終結時の対象取締役は3名、2018年2月27日第10回定時株主総会終結時の監査役は3名でありました。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度の実績の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長松木大輔氏に決定を一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長は、報酬に関する内規に基づき、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の当該事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |              |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-------------------|-------------------|--------------|----------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等      | 非金銭報酬    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 29,034<br>(5,400) | 22,714<br>(5,400) | 6,320<br>(一) | —<br>(一) | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,000<br>(9,000)  | 9,000<br>(9,000)  | —<br>(一)     | —<br>(一) | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 上表は、2025年2月27日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 業績連動報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当該事業年度中の費用計上額であります。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先につきましては、「取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

##### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

主要取引先等特定関係事業者との関係において、配偶者、3親等以内の親族、ならびに、その他これに準ずる者の該当はございません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名    | 地位    | 主な活動状況                                                                                      |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 橋本 玄  | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中16回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かすべく、適宜発言を行っております。                 |
| 中野 信治 | 社外取締役 | 社外取締役就任後開催の取締役会には、13回中10回出席し、プロスポーツ分野での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かすべく、適宜発言を行っております。              |
| 山田 暁彦 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。       |
| 吉原 慎一 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に弁護士および公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 |
| 鶴森 美和 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回、また監査役会には、13回中13回出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。         |

### ④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関しても行った職務の概要

橋本玄氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての意見を述べていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。

中野信治氏は、長年に渡るプロスポーツ分野での豊富な経験と幅広い見識により、社外の立場から、経営上の意思決定およびパーソナルトレーニング事業における事業展開についての意見を述べていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 やまと監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がやまと監査法人の報酬等については、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議いたしました。その後、必要に応じ適宜見直し決議いたしており、直近においては、当社が持株会社体制へ移行した2025年6月1日に改定いたしております。

なお、基本方針は以下のとおりとなっております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ) 当社グループが共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保をするためコンプライアンス管理体制を整備し、「企業行動憲章」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につきコンプライアンス教育をすることにより、その周知徹底を図る。
  - ロ) コンプライアンス管理責任者は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、各部門および子会社における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
  - ハ) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
  - ニ) コンプライアンス管理責任者およびコンプライアンス委員会を通じて、当社グループにおける法令違反または「企業行動憲章」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
  - ホ) 組織的または個人による不正・違法・反倫理的行為（以下「違法行為等」という。）について、その事実を当社グループとして迅速に認識し、違法行為等による当社グループの危機を極小化することを目的に「内部通報制度規程」に基づき、ヘルプライン（相談窓口）を設置する。なお、通報者には、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
  - ヘ) コンプライアンス委員会は、当社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス管理責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
  - ト) 代表取締役直轄の内部監査部を設置し内部統制の監査を行う。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
  - ロ) 取締役および監査役は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類をいつでも閲覧することができる。
  - ハ) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ) 当社グループは、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針および体制を定める。
  - ロ) 各部門および子会社は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
  - ハ) コンプライアンス管理責任者は、各部門および子会社が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
  - ニ) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
  - ホ) 各部門および子会社は、当社グループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する実施責任者、運用責任者およびコンプライアンス管理責任者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会および監査役に報告する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役会は、当社グループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
  - ロ) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
  - ハ) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができる。

- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - イ) 財務報告の信頼性および実効性を確保するため財務報告に係る内部統制の構築・運用を図る。
  - ロ) 財務報告の作成過程においては虚偽記載ならびに誤謬などが生じないようにIT統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項
  - イ) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の内部監査部の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができる。
  - ロ) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
  - ハ) 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ) 取締役は、取締役会およびその他重要会議にて、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。
  - ロ) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
  - ハ) 内部監査部は、監査結果等内部監査に関する事項について監査役に報告するものとする。
  - 二) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた時には速やかに報告することとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
  - ロ) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
  - ハ) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス委員会等は、それぞれ定期的および随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。
- ⑨ 反社会的勢力との関係断絶にむけた基本的な考え方およびその整備状況
  - イ) 「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社グループの取締役および使用人に対し周知徹底を図ることとする。

ロ) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 情報の保存および管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会および重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

### ② 取締役の職務執行

定例取締役会（毎月1回開催）において、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を17回開催しております。

### ③ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針ならびに監査計画に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。

### ④ コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社グループのコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、対象の社員へのコンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス教育を推進しております。

なお、当事業年度につきましては、コンプライアンス委員会を1回開催しております。

### ⑤ 内部監査の実施について

内部監査部にて内部監査計画を定め、各部門および子会社に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況についての内部監査を行っております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めはございません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>683,349</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>621,701</b>   |
| 現金及び預金          | 505,459          | 未払金             | 120,834          |
| 売掛金             | 16,659           | 未払費用            | 102,711          |
| 商品              | 12,538           | 未払法人税等          | 23,956           |
| 前払費用            | 64,686           | 前受金             | 275,751          |
| その他             | 94,004           | 賞与引当金           | 13,325           |
| 貸倒引当金           | △9,999           | 役員賞与引当金         | 902              |
|                 |                  | ポイント引当金         | 1,790            |
|                 |                  | 株主優待引当金         | 1,417            |
|                 |                  | 1年内返済予定の長期借入金   | 3,336            |
|                 |                  | その他             | 77,676           |
| <b>固定資産</b>     | <b>389,617</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>361,892</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>183,426</b>   | 長期借入金           | 42,208           |
| 建物及び構築物         | 134,071          | 資産除去債務          | 290,986          |
| 土地              | 23,014           | その他             | 28,697           |
| その他             | 26,340           | <b>負債合計</b>     | <b>983,593</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>10,449</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| のれん             | 10,449           | <b>株主資本</b>     | <b>83,053</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>195,741</b>   | 資本金             | 172,503          |
| 敷金及び保証金         | 179,690          | 資本剰余金           | 162,503          |
| 繰延税金資産          | 10,122           | 利益剰余金           | △251,821         |
| その他             | 5,928            | 自己株式            | △132             |
|                 |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>6,320</b>     |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>89,373</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,072,966</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,072,966</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年12月 1 日から  
2025年11月30 日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 2,094,682 |
| 売上原価            |        | 1,576,298 |
| 売上総利益           |        | 518,384   |
| 販売費及び一般管理費      |        | 696,255   |
| 営業外損益           |        | 177,871   |
| 営業外収入           |        |           |
| 受取利息            | 825    |           |
| 受取家賃            | 4,500  |           |
| 損害賠償            | 1,908  |           |
| その他             | 2,966  | 10,200    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 276    |           |
| 支払賃料            | 4,358  |           |
| 支払手数料           | 3,693  |           |
| その他             | 921    | 9,250     |
| 特別損失            |        | 176,921   |
| 減損              | 15,497 |           |
| その他             | 87     | 15,584    |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 192,506   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 16,647 |           |
| 法人税等調整額         | 626    | 17,274    |
| 当期純損失           |        | 209,780   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 209,780   |

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年12月 1 日から  
2025年11月30 日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |          |          |      |          |
|--------------------------|---------|----------|----------|------|----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金    | 利益剰余金    | 自己株式 | 株主資本合計   |
| 当期首残高                    | 99,992  | 483,612  | △435,661 | △132 | 147,811  |
| 当期変動額                    |         |          |          |      |          |
| 新株の発行                    | 72,467  | 72,467   |          |      | 144,934  |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 43      | 43       |          |      | 87       |
| 欠損填補                     |         | △393,620 | 393,620  |      | —        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  |         |          | △209,780 |      | △209,780 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |          |          |      |          |
| 当期変動額合計                  | 72,510  | △321,109 | 183,839  | —    | △64,758  |
| 当期末残高                    | 172,503 | 162,503  | △251,821 | △132 | 83,053   |

|                          | 新株予約権 | 純資産合計    |
|--------------------------|-------|----------|
| 当期首残高                    | —     | 147,811  |
| 当期変動額                    |       |          |
| 新株の発行                    |       | 144,934  |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      |       | 87       |
| 欠損填補                     |       | —        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  |       | △209,780 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 6,320 | 6,320    |
| 当期変動額合計                  | 6,320 | △58,438  |
| 当期末残高                    | 6,320 | 89,373   |

# 貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>270,456</b> | <b>流動負債</b>     | <b>121,749</b> |
| 現金及び預金          | 200,208        | 未払金             | 76,668         |
| 前払費用            | 5,282          | 未払費用            | 17,963         |
| 立替金             | 28,421         | 未払法人税等          | 14,876         |
| 未収消費税等          | 42,277         | 預り金             | 2,439          |
| その他             | 4,177          | 賞与引当金           | 122            |
| 貸倒引当金           | △9,910         | 役員賞与引当金         | 902            |
|                 |                | 株主優待引当金         | 1,417          |
|                 |                | その他             | 7,359          |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,800</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>71,250</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,800</b>   | 関係会社事業損失引当金     | 71,250         |
| 関係会社株式          | 8,800          |                 |                |
|                 |                | <b>負債合計</b>     | <b>192,999</b> |
|                 |                | <b>(純資産の部)</b>  |                |
|                 |                | <b>株主資本</b>     | <b>79,937</b>  |
|                 |                | 資本金             | 172,503        |
|                 |                | 資本剰余金           | 162,503        |
|                 |                | 資本準備金           | 162,503        |
|                 |                | 利益剰余金           | △254,936       |
|                 |                | その他利益剰余金        | △254,936       |
|                 |                | 繰越利益剰余金         | △254,936       |
|                 |                | 自己株式            | △132           |
|                 |                | <b>新株予約権</b>    | <b>6,320</b>   |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>86,257</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>279,256</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>279,256</b> |

# 損益計算書

(2024年12月1日から  
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金      | 額         |
|----------------|--------|-----------|
| 売上高            |        | 1,077,735 |
| 売上原価           |        | 735,276   |
| 売上総利益          |        | 342,458   |
| 販売費及び一般管理費     |        | 455,191   |
| 営業損失           |        | 112,732   |
| 営業外収益          |        |           |
| 受取利息           | 812    |           |
| 受取家賃           | 6,656  |           |
| 損害賠償金          | 1,908  |           |
| その他            | 2,228  | 11,606    |
| 営業外費用          |        |           |
| 賃貸費用           | 4,358  |           |
| 支払手数料          | 3,693  |           |
| その他            | 362    | 8,415     |
| 経常損失           |        | 109,541   |
| 特別損失           |        |           |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 71,250 |           |
| 減損損失           | 14,451 |           |
| 関係会社株式評価損      | 10,000 |           |
| 貸倒引当金繰入額       | 87     | 95,789    |
| 税引前当期純損失       |        | 205,330   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 7,565  | 7,565     |
| 当期純損失          |        | 212,896   |

# 株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から  
2025年11月30日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |         |          |          |                     |          |
|--------------------------|---------|---------|----------|----------|---------------------|----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金   |          |          | 利益剰余金               |          |
|                          |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |
| 当期首残高                    | 99,992  | 89,992  | 393,620  | 483,612  | △435,661            | △435,661 |
| 当期変動額                    |         |         |          |          |                     |          |
| 新株の発行                    | 72,467  | 72,467  |          | 72,467   |                     |          |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      | 43      | 43      |          | 43       |                     |          |
| 欠損填補                     |         |         | △393,620 | △393,620 | 393,620             | 393,620  |
| 当期純損失 (△)                |         |         |          |          | △212,896            | △212,896 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         |          |          |                     |          |
| 当期変動額合計                  | 72,510  | 72,510  | △393,620 | △321,109 | 180,724             | 180,724  |
| 当期末残高                    | 172,503 | 162,503 | －        | 162,503  | △254,936            | △254,936 |

|                          | 株主資本 |          | 新株予約権 | 純資産合計    |
|--------------------------|------|----------|-------|----------|
|                          | 自己株式 | 株主資本合計   |       |          |
| 当期首残高                    | △132 | 147,811  | －     | 147,811  |
| 当期変動額                    |      |          |       |          |
| 新株の発行                    |      | 144,934  |       | 144,934  |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)      |      | 87       |       | 87       |
| 欠損填補                     |      | －        |       | －        |
| 当期純損失 (△)                |      | △212,896 |       | △212,896 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |      |          | 6,320 | 6,320    |
| 当期変動額合計                  | －    | △67,874  | 6,320 | △61,554  |
| 当期末残高                    | △132 | 79,937   | 6,320 | 86,257   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年1月27日

株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス  
取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 遠 坂 匡 紀  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングスの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年1月27日

株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス  
取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 喬  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 遠 坂 匡 紀  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングスの2024年12月1日から2025年11月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月29日

株式会社トゥエンティーフォーセブンホールディングス 監査役会

社外監査役（常勤） 山田 暁彦 ㊟

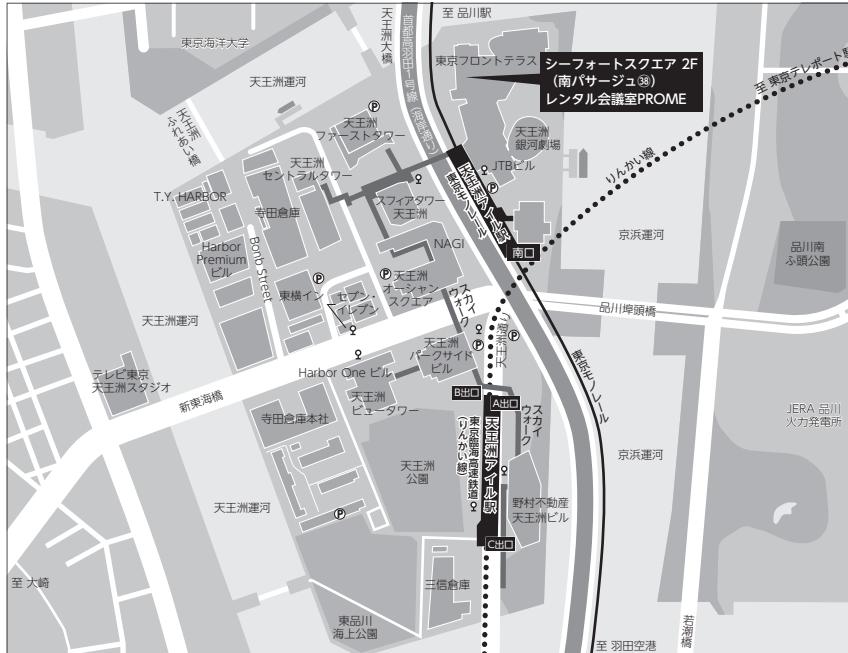
社外監査役 吉原 慎一 ㊟

社外監査役 鶴森 美和 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区東品川二丁目3番12号  
シーフォートスクエア 2F (南パサージュ⑳)  
レンタル会議室PROME



## 会場最寄駅

- 東京モノレール：「天王洲アイル駅」中央口直結
- りんかい線：「天王洲アイル駅」A出口徒歩4分